

# 役員報酬等規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人西平和会（以下「この法人」という。）の役員及び評議員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(役員等の報酬)

第3条 役員等に対して職務執行の対価としての報酬は、定款第9条及び第23条の規定に基づき無報酬とする。

(理事会又は評議員会への出席費用)

第4条 役員等が理事会又は評議員会に出席したときは、別に定める旅費規程第13条の規定に基づき実費弁償費を現金により支給する事ができる。

(出張旅費)

第5条 役員等が理事長の命をうけて法人業務のため出張する場合は、別に定める旅費規程第13条に基づいて、旅費を支給する事ができる。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する事ができる。

(適用除外)

第6条 この法人の職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

(改正)

第7条 この規程の改正は、理事会の承認、評議員会の決議を受けて行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の承認、評議員会の決議を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年6月15日より施行する。